

文化芸術創造事業補助金 応募要領

エントリー期間：令和6年4月1日（月）～令和6年5月7日（火）

※ エントリー書類に不備がある場合、受理できません。ご不明な点は、p.5の問合せ先までご連絡ください。

文化芸術創造事業補助金の概要

●文化芸術創造事業の趣旨

文化芸術を生かしたまちづくりを促進し、もってまちの賑わいや魅力の創出に寄与することを目的とし、新たな文化芸術の創造と、子どもの文化芸術活動への参画拡大につながる取組に対し、予算の範囲内において、文化芸術創造事業補助金を交付するものです。

●補助対象事業

文化芸術創造事業補助金の補助対象事業は、以下の2点を満たすものとする。

- (1) 新たな文化芸術を創造するとともに、子どもたちが文化芸術活動に参画する機会を充実させ、まちのにぎわいや魅力の創出に寄与すると認められる事業
- (2) 市内で実施される事業

★補助対象外の事業

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度に他の市の補助金等の交付を受ける事業
- (3) 営利目的、宗教的または政治的な宣伝意図を有する事業
- (4) 文化芸術の推進を主な目的としない事業
- (5) 定期的実施している事業。ただし、対象拡大等、通常と異なる要素のある事業は含まない。

●補助金額

補助対象事業に要する経費のうち、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の金額の2分の1以内、上限額は50万円とする。（千円未満は切り捨て）

※ 補助対象経費は「●補助対象経費」を参照

●補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和7年3月31日までとする。

※ 上記期間内に完了することができない事業については、補助の対象となりません。

※ 事業の準備等、交付決定日以前の支出は、補助対象経費に含むことはできません。

●応募資格

本市に主たる活動拠点を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとし、応募は1団体につき1事業までとする。

- (1) 3人以上の構成員を有すること。
- (2) 規約、会則、定款等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 公序良俗に反し、法令に違反する活動をしていないこと。
- (4) 政治、宗教、営利を目的として活動していないこと。
- (5) 市および市が出資した法人でないこと。
- (6) 市から運営費補助を受けている団体でないこと。ただし、市民活動応援交付金の交付を受ける団体については、交付金を補助対象事業に充てない限り認めるものとする。

●応募期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月7日（火）

●応募方法

1. 所定のエントリーシートにて応募してください。
2. 応募資格に適合することを証明する書類を添付してください。
（団体規約等と代表者等の役職のわかる名簿）
3. 過去の活動の実績等を示す資料等、関係資料がある場合は添付してください。

※ 提出された書類の記載内容に関して問い合わせをすることがありますので、必ず写しを保管してください。

※ 提出された名簿等については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年亀山市条例第25号）に基づき適正な管理を行います。

●補助対象経費

事業の実施に直接必要な経費とします。

補助対象経費	主な例
報償費	謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費（ポスター、チラシ等の印刷）等
役務費	通信運搬費(切手代・送料)、ピアノ調律手数料、楽器等機材運搬費等
委託料	音響、照明、舞台設営等の委託料等
使用料及び貸借料	会場使用料、楽器等借上料、著作権使用料等
備品購入費	単価が1万円未満の備品購入費

交付決定後、実績報告時には、領収書の写しが必要であることから、経費の支出には必ず領収書を徴収すること。領収書のあて名は、必ず事業の申請者の名称で記載してあること。なお、交付決定日より前に支出された経費は補助の対象となりません。

★補助対象外の経費

- ・電気・ガス・水道代等の光熱水費、電話代、家賃借地料、事務用機器費などの事務所運営費
- ・食糧費
- ・施設整備費
- ・団体構成員に係る人件費、謝金等
- ・団体構成員の旅費
- ・団体構成員の宿泊費
- ・交際費（手土産・差し入れ・花束代など）

●選考・決定の方法

選考委員会の意見を聞いたうえで、以下の4つの視点から補助事業の適否を決定します。

- (1) 公益性（広く市民に広報され、より多くの市民の参画が見込まれる事業）
- (2) 将来性（文化芸術の将来の担い手となる子どもたちの事業参画度が高い事業）
- (3) 創造性（新たに本市の特徴的な文化芸術活動となりうる事業）
- (4) 実現性（事業計画、実施体制など）

※ 補助事業の選考・決定後、結果を通知します。詳細は、「エントリーから補助金支払いまでの流れ」をご確認ください。

●注意事項

- ・やむを得ない事情を除き、事業が定められた期間内に完了しない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。また、事業完了までに概算払い申請の手続きを経て補助金の交付を受けている場合は、一部または全額を返還しなければならないことがあります。
- ・補助金の交付決定を受けた事業の記念誌等の出版物及び演奏会等のパンフレット等の印刷物へ「亀山市文化芸術創造事業」と掲載してください。

●問合せ先

亀山市市民文化部文化課文化創造グループ

住所 〒519-1192 亀山市関町木崎 919 番地 1

電話 0595-96-1223

FAX 0595-96-2414

e-mail bunka@city.kameyama.mie.jp

エントリーから補助金支払いまでの流れ

申請者		亀山市
①文化芸術創造事業補助金エントリーシートの提出		②エントリーシート書類審査
		③選考委員会の開催
⑤（補助が決定した場合） 補助金交付申請書の作成		④選考結果の通知
⑥補助金交付申請書の提出		⑦補助金交付申請書内容確認
⑨事業実施 ※事業の実施は補助金の交付決定日以降に行うこと。		⑧交付決定の通知
(事業内容に変更がある場合のみ)		
★（変更交付申請） 注：要事前相談		★（変更交付決定）
⑩実績報告 注：事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。		⑪実績報告内容確認
⑬補助金精算払請求書の作成		⑫補助金交付確定
⑭補助⑮精算払請求書の提出		⑯補助金の支払い

※市長が交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内の金額を概算払することができます。その場合、事業実施前に概算払請求書を提出し、事業の実績報告の際に、補助金の精算を行い、返還金額が発生した場合は補助金の返還を行うこととします。

●本事業の対象とする文化芸術の範囲

「亀山市文化芸術推進基本計画」より抜粋

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画では、条例の定義に基づき、「基本法」が対象とするもののほか、市内の文化的な景観を加えた範囲とします。

■文化芸術基本法の範囲（参考）

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術 ^{※1}	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物、レコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能



■市内の文化的な景観の範囲

文化的な景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地や歴史的な街並み

（例示）坂本棚田、東海道の宿場町 等

^{※1} メディア芸術：文化芸術基本法において、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」と定義され、複数の芸術や文化領域を包括的に定義しています。